

○ 経済産業省規制課 | 命

国土交通省規制課 | 命
に於ける「日射遮蔽の実現」の法律（留年は十四年法律第十九号）第十七回規則1項の規定
に於ける「日射遮蔽の実現」の法律（留年は十四年法律第十九号）第十七回規則1項の規定
に於ける「日射遮蔽の実現」の法律（留年は十四年法律第十九号）第十七回規則1項の規定
に於ける「日射遮蔽の実現」の法律（留年は十四年法律第十九号）第十七回規則1項の規定

平成21年1月30日

経済産業省規制課 | 命

「防露性能の確保、換気量の確保」に「気密性の確保、防露性能の確保」に該当する
「及び1-4」に「1-5から1-9まで」に「1-4から1-8まで」に該当する。
「及び1-4」に「1-5から1-9まで」に「1-4から1-8まで」に該当する。

「(2)で算出される相当隙間面積を勘案した適切な数値」に「原則として0.5」に該当する。
「(2)で算出される相当隙間面積を勘案した適切な数値」に「原則として0.5」に該当する。
「(2)で算出される相当隙間面積を勘案した適切な数値」に「原則として0.5」に該当する。
「(2)で算出される相当隙間面積を勘案した適切な数値」に「原則として0.5」に該当する。

「上で、適切に低減させる」に「数値にする」に該当する。

$Q_{ss} = Q_s + m \cdot \Sigma (f_i \cdot r_i \cdot A_{sp}) \cdot P_{sp} / S - R_J$ に $[Q_{ss} = Q_s \cdot a]$ に f_i, m, f_i ,
 P_{sp}, S 及び R_J が「及びa」に該当する。日々の日射の影響による熱損失の算出に該当する。

a

別表第2に掲げる地域の区分、日射を取り入れる工夫に応じて次の表に掲げる補正係数

別表第2に掲げる地域の区分			
日射を取り入れる工夫	(1)	(2)	(3)
(1)及び(2)に該当する住宅	1.04	1.06	1.10
(1)及び(3)に該当する住宅			
(1)、(2)及び(3)に該当する住宅	1.06	1.10	1.15
(3)及び(4)に該当する住宅			
(4)及び(5)に該当する住宅			

(4)及び(5)に該当する住宅

「日射を取り入れる工夫」とは、次の方法をいう。ただし、(1)、(4)における開口部は、住宅
に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成18年国土交
通省告示第378号）4.(1)又は(2)に適合するものとする。

- (1) 真南から東西30°の方位における外気に接する開口部のガラス部分の面積の合計が、住
宅の床面積当たり15%以上となるもの
- (2) 真南から東西30°の方位における外気に接する開口部のガラス部分の面積の合計が、住
宅の床面積当たり17.5%以上となるもの
- △ 居室床面積1平方メートル当たりの、居室の床の蓄熱に有効な熱容量（単位 1度につ
きキロジュール。以下同じ。）の合計が50以上となるもの
- △ 居室床面積1平方メートル当たりの、居室の床の蓄熱に有効な熱容量の合計が100以上
となるもの
- △ 居室床面積1平方メートル当たりの、居室の床以外の蓄熱に有効な熱容量の合計が100
以上となるもの

石川県	白山市 (旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。)
福井県	大野市 (旧和泉村に限る。)
山梨県	甲府市 (旧上九一色村に限る。) 都留市、山梨市 (旧三富村に限る。) 北杜市 (旧河口湖町を除く。), 小菅村、丹波山村
岐阜県	明野村、(旧小淵沢町を除く。), 箕吹市 (旧芦川村に限る。), 嘴沢村、富士河口湖町 (旧河口湖町を除く。), 下呂市 (旧金山町を除く。), 東白川村
愛知県	豊田市 (旧稻武町に限る。)
兵庫県	養父市 (旧関宮町に限る。), 香美町 (旧香住町を除く。)
奈良県	奈良市 (旧都祁村に限る。), 飛驒市 (旧宮川村、旧神岡町に限る。), 郡上市 (旧美並村を除く。), 下呂市 (旧金山町を除く。), 下呂市 (旧美並村を除く。), 下呂市 (旧下関市に限る。)
和歌山県	かつらぎ町 (旧花園村に限る。), 高野町
鳥取県	倉吉市 (旧関金町に限る。), 若桜町、日南町、日野町、江府町
島根県	奥出雲町、飯南町、美郷町 (旧大和村に限る。), 岳南町 (旧石見町を除く。)
岡山県	岡山市 (旧阿波村に限る。), 高梁市 (旧瀬戸中町に限る。), 新見市、真庭市 (旧落合町、旧久世町を除く。), 新庄村、鏡野町 (旧鏡野町を除く。)
広島県	府中市 (旧上下町に限る。), 三次市 (旧三次市、旧三和町を除く。), 庄原市、廿日市 (旧佐伯町、旧吉和村に限る。), 安芸高田市 (旧八千代町、旧美玉里町), 世羅町 (旧世羅西町を除く。), 神石高原町
徳島県	三好市 (旧東祖谷山村に限る。)
高知県	いの町 (旧本川村に限る。)
4 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、IV地域に区分されるものとする。	
福島県	いわき市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町
栃木県	宇都宮市、足利市、柿木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市 (旧氏家町に限る。), 那須烏山市、下野市、上三川町、西方町、茂木町、益子町、茂木町、芳賀町、壬生町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、高根沢町
新潟県	新潟市、長岡市 (旧中島町を除く。), 柏崎市 (旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。), 上越市 (旧上越市、旧柿崎町、見附市、村上町、旧朝日村を除く。), 燕市、糸魚川市、上越市 (旧上越市、旧柿崎町、見附市、村上町、旧朝日村を除く。), 日吉町、日三村、旧名立町に限る。), 阿賀野市 (旧京ヶ村、旧母神村に限る。), 佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、栗島浦村
長野県	阿智村 (旧猪内路村に限る。), 大鹿村
宮崎県	都城市 (旧山之口町、旧高城町を除く。), 延岡市 (旧北方町に限る。), 小林市、えびの市、高原町、西米良村、諸塙村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	伊佐市、曾於市、霧島市 (旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。), さつま町、湧水町
5 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、V地域に区分されるものとする。	
茨城県	神栖市 (旧波崎町に限る。)
千葉県	銚子市
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

別表第2を次のように改める。

地域の区分 都道府県名 (沖縄県は対象外)

(a) 北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、奈良県、鳥取県、島根県、広島県、

(b) 富城市、福島県、長野県、大阪府、兵庫県、岡山県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県

(c) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山县、香川県、高知県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

1 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、(i)地域に区分されるものとする。

宮城県 登米市 (旧登米町、旧豊里村、旧米山町、旧津山町を除く。), 粟原市、大崎市 (旧岩出山町、旧鳴子町に限る。), 蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町

福島県 福島市、会津若松市、白河市 (旧大信村に限る。), 須賀川市 (旧須賀川市を除く。), 二本松市 (旧岩代町を除く。), 伊達市 (旧伊達町、旧月置町に限る。), 瑞穂町、桑折町、磐梯町、只見町、大南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯郡、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、矢吹町、飯館村

静岡県 熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町に限る。)

三重県 尾鷲市、熊野市 (旧熊野市に限る。), 錦町、紀宝町

和歌山县 御坊市、新宮市 (旧新宮市に限る。), 広川町、美延町、日高町、由良町、白浜町、守崎町、串本町、那智勝浦町、天地町、古座川町

山口県 下関市 (旧下関市に限る。)

徳島県 笠岡町、美波町、海陽町

愛媛県 宇和島市 (旧津島町に限る。), 伊方町 (旧伊方町を除く。), 愛南町

高知県 高知市 (旧高知市、旧春野町に限る。), 宝田市、安芸市、南国市、土佐市、秦崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、いの町 (旧伊野町に限る。), 大月町、三原村、黒潮町 (旧大月町に限る。)

福岡県 福岡市 : 博多区、中央区、南区、城南区

長崎県 長崎市、佐世保市、島原市 (旧島原市に限る。), 平戸市、五島市、西海市、南島原市 (旧加津佐町を除く。), 長与町、時津町、小国町、江迎町、鹿町町、佐々町、新上五島町

熊本県 八代市 (旧八代市、旧丁町、旧鏡町に限る。), 天草市 (旧有明町、旧五和町を除く。), 薩摩川内市 (旧三角町に限る。), 水俣市、上天草市 (旧松島町を除く。), 薩摩川内市 (旧川内町に限る。), 上天草市 (旧有明町、旧五和町を除く。), 薩摩川内市 (旧川内町に限る。), 上天草市 (旧有明町、旧五和町を除く。)

大分県 佐伯市 (旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。)

備考 この表に掲げる区域は、平成21年4月1日における行政区画によつて表示されたものと表示されたものとする。

この表に掲げる区域は、平成21年4月1日における行政区画によつて表示されたものとする。

栃木県	日光市 (旧栗山村、旧藤原町に限る。)、那須町 足利市、草津町、片品村、みなかみ町 (旧月夜野町を除く。)
群馬県	嬬恋村、草津町、片品村、みなかみ町 (旧月夜野町を除く。)
長野県	長野市、松本市 (旧奈川村、旧安曇村に限る。)、須坂市、中野市、大町市、飯山市、飯山市、塩尻市 (旧櫛川村に限る。)、安曇野市 (旧越前町、旧樋高町、上松町、南木曽町、木祖村、玉造村、大桑村、阿智村、平谷村、根羽村、下条村、上松町、白馬村、小谷村、木原村、木原村、木島平村、生坂村、野沢温泉村、信州新町、信濃町、小川村、中条村、飯綱町、柴村
愛知県	豊田市 (旧稻武町に限る。)
兵庫県	兵庫県 豊岡市、義父市、丹波市 (旧氷上町、旧青垣町、旧市島町に限る。)、朝来町、宍粟市、多可町 (旧加美町に限る。)、神河町、香美町、新溫泉町
和歌山県	和歌山県 田辺市 (旧龍神村に限る。)、紀美野町 (旧美里町に限る。)、かつらぎ町 (旧花園村に限る。)、高野町、有田川町 (旧美里村に限る。)、日高川町 (旧美里村に限る。)
岡山県	岡山県 津山市 (旧津山市を除く。)、新見市、真庭市、美作市 (旧勝田町、旧大原町、旧東栗倉村に限る。)、新庄村、鏡野町、奈義町、西栗倉村
山口県	山口県 敦市、長門市、阿武町、阿東町
徳島県	徳島県 三好市 (旧三野町、旧山城町を除く。)
愛媛県	愛媛県 大洲市 (旧河辺村に限る。)、久万高原町、砥部町 (旧広田村に限る。)、内子町
岩手県	岩手県 2. 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、(3)地域に区分されるものとする。
茨城県	茨城県 宮古市 (旧新里村を除く。)、大船渡市 (旧大船渡市に限る。)、久慈市 (旧久慈市美和村に限る。)、陸前高田市、山田町、田野村、磐代村、野田村
栃木県	栃木県 日光市 (旧栗山村、旧藤原町を除く。)、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、宇都宮市 (旧上河内町に限る。)、塩谷町、那珂川町
群馬県	群馬県 高崎市 (旧倉渕村に限る。)、沼田市、渋川市、(旧赤城村、旧子持村、旧中里村に限る。)、みどり市 (旧東村 (多摩郡) に限る。)、上野村、神流町、(旧中里村に限る。)、中之条町、長野原町、六合村、高山村、東吾妻町、川場村、昭和村、みなかみ町 (旧月夜野町に限る。)
埼玉県	埼玉県 秩父市 (旧大滝村に限る。)、小鹿野町、神川町 (旧神泉村に限る。)
山梨県	山梨県 甲府市 (旧上九一色村に限る。)、富士吉田市、山梨市 (旧三富村に限る。)、北杜市、三郷町 (旧三郷町に限る。)、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町 (旧上丸二色村、旧足和田村に限る。)
岐阜県	岐阜県 大垣市 (旧上石津町に限る。)、多治見市、関市 (旧洞戸村、旧坂取村を除く。)、美濃市、瑞浪市、瑞浪市、(旧角原村、木曾郡を除く。)、美濃加茂市、土岐市、可児市、山県市 (旧美山町を除く。)、下呂市 (旧金山町に限る。)、海津市 (旧南濃町に限る。)、養老町、垂井町、閑ヶ原町、神戸町、揖斐川町、(旧谷汲村、旧日春村に限る。)、大野町、池田町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、桶磨町
静岡県	静岡県 小山町
愛知県	愛知県 春日井市、豊田市 (旧豊田市、旧稻武町を除く。)、犬山市、小牧市、大口町、扶桑町、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	三重県 津市 (旧若瀬町、旧白山町、旧美杉村に限る。)、松阪市 (旧飯南町、旧飯高町に限る。)、名張市、龜山市、いなべ市、伊賀市、東員町、菰野町
京都府	京都府 京都市 (旧京都市に限る。)、守治市、龜岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村
滋賀県	滋賀県 大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市 (旧水口町に限る。)、安土町、竜王町、愛荘町 (旧愛知川町に限る。)、多賀町
奈良県	奈良県 奈良市 (旧奈良市に限る。)、五條市 (旧五條市に限る。)、御所市、生駒市、香芝市、橿原市、御所市、平野町、三郷町、曾爾村、下北山村、上北山村、川上村、吉野町
和歌山县	和歌山县 海南市 (旧海南市に限る。)、橋本市、田辺市 (旧本宮町に限る。)、紀の川市、紀美野町 (旧野上町に限る。)、岩出町、かつらぎ町に限る。)、九度山町、有田川町 (旧金屋町に限る。)、日高川町 (旧かづらぎ町に限る。)
広島県	広島県 広島市 (旧広島市に限る。)、福山市、府中市 (旧府中市に限る。)、大竹市、東広島市 (旧黒瀬町を除く。)、廿日市市 (廿日市市、旧大野町に限る。)、安芸高田市 (旧八千代町、旧向原町に限る。)、府中町
徳島県	徳島県 吉野川市 (旧鷲島町を除く。)、阿波市 (旧市場町、旧阿波町に限る。)、美馬市、三好市 (旧三野町、旧山城町に限る。)、つるぎ町、東みよし町
香川県	香川県 香川県 高松市 (旧塩江町、旧香川町、旧香南町に限る。)、丸亀市 (旧綾歌町に限る。)、高松市 (旧塩江町、旧三野町、旧詫間町、旧尾町を除く。)、綾川町、琴平町、まんのう町
高知県	高知県 本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町 (旧伊野町を除く。)、仁淀川町、越知町、高岡町、津野町 (旧東津野村に限る。)
熊本県	熊本県 八代市 (旧泉村に限る。)、菊池市 (旧旭志村に限る。)、阿蘇市、美里町 (旧延用町に限る。)、大津町、南小国町、小国町、產山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、益城町、山都町、水上村
大分県	大分県 中津市 (旧中津市を除く。)、日田市、竹田市 (旧久住町を除く。)、宇佐市 (旧宇佐市を除く。)、由布市 (旧坂浦町を除く。)、九重町、筑珠町
宮崎県	宮崎県 五ヶ瀬町
3	3 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、(3)地域に区分されるものとする。
岐阜県	岐阜県 大垣市 (旧神石津町を除く。)、羽島市、各務原市、瑞穂市、木曾郡 (旧真正町、旧茶臼町、安八町、北方町)
大阪府	大阪府 堺市、高石市、田尻町
兵庫県	兵庫県 神戸市、姫路市 (旧家島町に限る。)、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、南あわじ市、淡路市、播磨町
岡山県	岡山県 岡山市 (旧御津町、旧建部町、旧瀬戸町を除く。)、倉敷市、玉野市、笠岡市、総社市 (旧総社市を除く。)、淺口市、早島町、里庄町、廿日市市 (旧因島市、旧瀬戸町に限る。)、江田島市、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町、尾道市、尾道市 (旧因島市、旧瀬戸町に限る。)、江田島市、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町
広島県	広島県 広島市、下松市、岩国市 (旧岩国市、旧由宇町に限る。)、光市、柳井市、周防大島町、和木町、上國町、田布施町、平生町
山口県	山口県 松山市、今治市、宇和島市 (旧津島町に限る。)、上島町、松前町、伊方町 (旧三崎町に限る。)、愛南町

福岡県 みやま市、久留米市（旧城島町、旧三潴町に限る。）、柳川市、筑後市、大川市、佐賀県 佐賀市（旧佐賀市、旧諸富町、旧川副町、旧東与賀町、旧久保田町に限る。）、小城市（旧芦別町に限る。）、神埼市（旧千代町に限る。）、太良町 長崎県 長崎市、佐世保市（旧佐世保市に限る。）、島原市（旧多良見町、旧小長町に限る。）、対馬市、西海市（旧西彼町を除く。）、雲仙市（旧国見町、旧布津町、旧深江町を除く。）、長与町、時津町	参考 この表に掲げる区域は、平成21年4月1日における行政区画によつて表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によつて表示されたものとする。
監視 「冷暖房費額」が「建設費」に占める割合に応じて ○「総換熱器・加湿器」の取扱い 「外気サーキュレーター」の取扱い 「送排風機・換気装置」の取扱い 「温水暖房・蓄熱暖房その他」の取扱い 「ダクト式全館空気調和設備」の取扱い 「ルームエアコンディショナー」の取扱い 「ルームエアコンディショナーによる主たる居室を間欠的に暖房及び冷房する方式」	監視 「冷暖房費額」が「建設費」に占める割合に応じて ○「総換熱器・加湿器」の取扱い 「外気サーキュレーター」の取扱い 「送排風機・換気装置」の取扱い 「温水暖房・蓄熱暖房その他」の取扱い 「ダクト式全館空気調和設備」の取扱い 「ルームエアコンディショナー」の取扱い 「ルームエアコンディショナーによる主たる居室を間欠的に暖房及び冷房する方式」

1 判断の基準
エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第15条の2に規定する
一戸建ての住宅を新築する住宅事業建築主は、目標年度（平成25年4月1日に始まり平成26年3月
31日に終わる年度）以後の各年度において、次の表の右欄に掲げる基準一次エネルギー消費量を同
表の左欄に掲げる区分ごとに新築する一戸建ての住宅の戸数により加重平均した数値を、新築する
一戸建ての住宅における一次エネルギー消費量（2に定める方法により算定した数値をいう。）を同
表の左欄に掲げる区分ごとに新築する一戸建ての住宅の戸数により加重平均した数値で除した数値
が1を下回らないようにすること。

区 分	基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきギガジュール)
I a すべての暖冷房方式	124
I b すべての暖冷房方式	113
II ダクト式全館空気調和設備その他の全居室を連続的に暖房又は冷房する方式	97
II ルームエアコンディショナー以外の設備にて居室を間欠的に暖房又は冷房する方式	99
II ルームエアコンディショナーによる主たる居室を間欠的に暖房及び冷房する方式	62
II ルームエアコンディショナーによる主たる居室を間欠的に暖房及び冷房する方式	57

ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全 体を連続的に暖房又は冷房する方式	102
温水暖房・蓄熱暖房その他全居室を連続 的に暖房又は冷房する方式	102
ルームエアコンディショナー以外の設備に より主たる居室を間欠的に暖房又は冷房す る方式	62
ルームエアコンディショナーによる主たる居 室を間欠的に暖房及び冷房する方式	57
ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全 体を連続的に暖房又は冷房する方式	89
ルームエアコンディショナー以外の設備に より主たる居室を間欠的に暖房又は冷房す る方式	53
ルームエアコンディショナーによる主たる居 室を間欠的に暖房及び冷房する方式	49
ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全 体を連続的に暖房又は冷房する方式	75
ルームエアコンディショナー以外の設備にて 居室を間欠的に暖房及び冷房する方式	46
ルームエアコンディショナーによる主たる居 室を間欠的に暖房及び冷房する方式	43
ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全 体を連続的に冷房する方式	72
ルームエアコンディショナー以外の設備にて 居室を間欠的に冷房する方式	40
ルームエアコンディショナーによる主たる居 室を間欠的に冷房する方式	38

- 1 「地域の区分」とは、別表第1に定める地域の区分をいう。
- 2 ① ダクト式換気設備又は壁式同時給排型換気設備を住宅に設ける場合は、上表に掲げる基準
—次エネルギー消費量に、主たる機械換気設備の種類に応じて(1)から(3)までに掲げる数値を
加えた値を基準—次エネルギー消費量とする。

(1) ダクト式第一種換気設備 4.9

(2) ダクト式第二種換気設備又はダクト式第三種換気設備 1.2

(3) 給排型壁付けファン 4.9

3 新築時に暖房設備が設置されていない場合は、地域の区分に応じて(1)から(3)までに掲げ

る暖房方式に係る区分を適用する。

- (1) I a 及び I b 地域：すべての暖房方式
- (2) II、III、IV a 及び IV b 地域：ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室
を間欠的に暖房又は冷房する方式
- (3) V 及び VI 地域：ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖
房又は冷房する方式

2 一次エネルギー消費量の算定方法

2-1 1 の—次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{t+} = E_h + E_c + E_v + E_l + E_w - E_s$$

この式において、E_t、E_h、E_c、E_v、E_l、E_w及びE_sは、それぞれ次の数値（単位 1 年につき
ギガジュール）を表すものとする。

E_t : 一次エネルギー消費量

E_h : 暖房設備の—次エネルギー消費量

E_c : 冷房設備の—次エネルギー消費量

E_v : 全般換気用の機械換気設備の—次エネルギー消費量

E_l : 照明設備の—次エネルギー消費量

E_w : 給湯設備の—次エネルギー消費量

E_s : エネルギー利用効率化設備による—次エネルギー消費量の削減量

(1) E_t : 暖房設備の—次エネルギー消費量（単位 1 年につきギガジュール）

暖房設備の—次エネルギー消費量は、住戸全体又は各室ごとの単位時間当たりの暖房設備の一
次エネルギー消費量の暖房期間（1 年間のうちで日平均気温が 15℃ 以下となるすべての期間を
いう。以下同じ。）における合計とし、次の式により算出するものとする。ただし、住宅の新築時
に暖房設備が設置されていない場合において、当該住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止
のための措置が、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有
者の判断の基準（平成 18 年経済産業省・国土交通省告示第 3 号。以下「判断基準」という。）又は
住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成 18 年国土交
通省告示第 378 号。以下「設計施工指針」という。）に適合するときは、別表第 1 に掲げる地域の
区分に応じて別表第 2 に掲げる暖房設備の—次エネルギー消費量を基準とする。なお、—次エネ
ルギー消費量は、当該住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置及び熱交換型換
気の効果を勘案して計算することとする。

$$E_h = \sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^{m_i} (C_{h,i,j} \times Q_{h,i,j} + H_{h,i,j} \times E_{CEL} \div 3600) \times 10^{-6}$$

E_h : 暖房設備の—次エネルギー消費量（単位 1 年につきギガジュール）

C_{h,i,j} : 時刻 t における暖房設備 i の—次エネルギー消費係数

Q_{h,i,j} : 時刻 t における暖房設備 i による 1 時間あたりの処理負荷（単位 1 時間につきキロ
ジュール）

H_{h,i,j} : 時刻 t における暖房設備 i により処理されない 1 時間あたりの負荷（単位 1 時間に
つきキロジュール）

m : 暖房設備の数

n : 1 年に暖房する時間（単位 時間）

E_{CEL} : 電気の—次エネルギー換算係数（単位 1 キロワット時につきキロジュール）

C_{h,i} : 時刻 t における暖房設備 i の—次エネルギー消費係数

暖房設備の—次エネルギー消費係数は、設備の種類、性能、仕様並びに外気の温湿度及び暖
房設備による処理負荷等を勘案した数値とする。

口 Q_{h,i} : 時刻 t における暖房設備 i による処理負荷（単位 1 時間につきキロジュール）

暖房設備による処理負荷は、暖房負荷が暖房設備による最大処理負荷を超えない場合は暖房
負荷とし、暖房負荷が暖房設備による最大処理負荷以上となる場合は当該暖房設備による最大
処理負荷とする。この場合において、最大処理負荷は、設備の種類、性能、仕様及び外気の温
湿度等を勘案した数値とする。

ハ H_{h,i} : 時刻 t における暖房設備 i により処理されない負荷（単位 1 時間につきキロジュー
ル）

暖房設備により処理されない負荷は、暖房負荷が暖房設備による最大処理負荷以上となる場
合において暖房負荷から最大処理負荷を減じた値とし、暖房負荷が暖房設備による最大処理負
荷を超えない場合は 0 とする。

二 暖房負荷（単位 1 時間につきキロジュール）

(1) 暖房負荷の計算においては、次に掲げるスケジュール等を勘案すること。

① 暖房設備の運転時間と温度設定

② 居住者の在室時間と在室人数

③ 局所換気および全般換気の運転時間と換気量

④ 家電製品の運転時間と発热量

(2) 外気温（日平均外気温を含む。（2）ハ（イ）において同じ。）について、別表第 1 に定める地域
の区分ごとの気象条件を代表する 5 年間以上の気象データの平均を使用すること。

(3) 暖房負荷の計算においては、次に掲げる熱を勘案すること。

(1) 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱

(2) 換気又は漏気によって輸送される熱

(3) 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱

(4) 家電製品、人体その他の室内に存する物体から発生する熱

(5) 床、壁その他の熱容量の大きな部位に蓄えられる熱

(2) Ec : 冷房設備の一次エネルギー消費量 (単位 1年につきギガジャル)

冷房設備の一次エネルギー消費量は、住戸全体又は各室ごとの単位時間当たりの冷房設備の一次エネルギー消費量の冷房期間 (1年間のうちで暖房期間以外の期間をいう。以下同じ。)における合計とし、次の式により算出するものとする。ただし、住宅の新築時に冷房設備が設置されない場合において、当該住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置が、判断基準又は設計施工指針に適合するときは、別表第1に掲げる地域の区分に応じて別表第2に掲げる冷房設備の一次エネルギー消費量を基準とする。なお、一次エネルギー消費量は、当該住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置及び通風のための措置を勘案して計算することとする。

$$Ec = \sum_{i=1}^n \sum_{t=1}^{n_i} ((C_{C,i,t} \times Q_{C,i,t}) \times 10^{-6})$$

Ec : 冷房設備の一次エネルギー消費量 (単位 1年につきギガジャル)

C_{C,i,t} : 時刻 t における冷房設備 i の一次エネルギー消費係数

Q_{C,i,t} : 時刻 t における冷房設備 i による 1 時間あたりの処理負荷 (単位 1 時間につきキロジャール)

m : 冷房設備の数

n : 1 年に冷房する時間 (単位 時間)

C_{C,i,t} : 時刻 t における冷房設備 i の一次エネルギー消費係数

冷房設備による処理負荷を勘案した数値とする。

房設備による処理負荷を勘案した数値とする。

口 Q_{C,i,t} : 時刻 t における冷房設備 i による処理負荷 (単位 1 時間につきキロジャール)

冷房設備による処理負荷は、次に掲げる処理潜熱負荷量及び処理潜熱負荷量の合計とする。

この場合において、最大処理負荷は、設備の種類、性能、仕様及び外気の温湿度等を勘案した数値とし、最大処理負荷を超えた冷房負荷は、次の時刻の冷房負荷に加える (次の時刻に冷房設備が稼働する場合に限る。) ものとする。

(i) 冷房設備による処理潜熱負荷は、冷房潜熱負荷が冷房設備による最大処理潜熱負荷を超えない場合は冷房潜熱負荷とし、冷房潜熱負荷が冷房設備による最大処理潜熱負荷以上となる場合は当該冷房設備による最大処理潜熱負荷とする。

(ii) 冷房設備による処理潜熱負荷は、冷房潜熱負荷が冷房設備による最大処理潜熱負荷を超えない場合は冷房潜熱負荷とし、冷房潜熱負荷が冷房設備による最大処理潜熱負荷以上となる場合は当該冷房設備による最大処理潜熱負荷とする。

ハ 冷房負荷 (単位 1 時間につきキロジャール)

(i) 冷房負荷の計算においては、次に掲げるスケジュール等を勘案すること。

- ① 冷房設備の運転時間と温度設定
- ② 居住者の在室時間と在室人数
- ③ 局所換気および全般換気の運転時間と換気量
- ④ 家電製品の運転時間と発熱量
- ⑤ 外気温については、別表第1に定める地域の区分ごとの気象条件を代表する 5 年間以上の気象データの平均を使用すること。

(ii) 冷房負荷の計算においては、次の①及び②に掲げる熱をそれぞれ勘案すること。

- ① 顯熱
 - (i) 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱
 - (ii) 接熱 (通風のための措置を含む。②において同じ。) 又は漏気によって輸送される熱

- (iii) 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱
- (iv) 家電製品、人体その他の室内に存する物体から発生する熱
- (v) 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱

② 潜熱

- (i) 換気又は漏気によって輸送される水蒸気が保有する熱
- (ii) 廚房器具、人体その他の室内に存する物体から発生する水蒸気が保有する熱
- (iii) 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる水蒸気が保有する熱

(3) Ev : 全般換気用の機械換気設備の一次エネルギー消費量 (単位 1 年につきギガジャル)

機械換気設備の一次エネルギー消費量は、設備ごとの消費電力に当該設備の年間稼働時間を乗じ、次の式により算出するものとする。この場合において、季節等によって運転モード等の消費電力が異なる設備は、それぞれの期間ごとに計算を行い、積算するものとする。

$$Ev = \sum_{i=1}^n \sum_{t=1}^{n_i} Pv_{i,t} \times Ec_{EL,i} \times 10^{-9}$$

Ev : 機械換気設備の一次エネルギー消費量 (単位 1 年につきギガジャル)

Pv_{i,t} : 時刻 t における機械換気設備 i の消費電力 (単位 ワット)

M : 機械換気設備の数

n : 機械換気設備 i の年間の稼働時間 (通常稼働のものは 8760) (単位 時間)

(4) El : 照明設備の一次エネルギー換算係数 (単位 1 キロワット時につきギロジャール)

照 明 設 備 の 一 次 エ ネ ル ギー 消 費 量 是、居 室 以 外 の 室 を 含 む 住 戸 全 体 の 各 室 に お け る 年 間 を 通 じ た 照 明 設 備 の 一 次 エ ネ ル ギー 消 費 量 の 合 计 と し、照 明 設 備 の 種 類、性 能、仕 様 及 び 使用 状 況 等 に 応 じ、次 の 式 に よ り 算 出 す る も の と す る。た だ し、住 戸 の 新 築 時 に 照 明 設 備 が 設 置 さ れ て い な い 場 合 に あ つ て は、当 該 住 戸 の 照 明 設 備 の 一 次 エ ネ ル ギー 消 費 量 是、11.6 (単位 1 年 に つ き ギ ロ ジ ュ ー ル) と す る。

$$El = \sum_{j=1}^J \left(\frac{P_{L,j} \times I_{L,j}}{Cl_j} \right) \times EC_{EL} \times 10^{-9}$$

El : 照明設備の一次エネルギー消費量 (単位 1 年につきギガジャル)

P_{L,j} : 室 j における照明設備 i の消費電力 (単位 ワット)

I_{L,j} : 室 j における照明設備 i の台数

m : 室 j における照明設備 i の種別の数

t_j : 室 j の年間点灯時間 (単位 時間)

Cl_j : 室 j に関する照明制御等による補正係数

n : 室の数

EC_{EL} : 電気の一次エネルギー換算係数 (単位 1 キロワット時につきギロジャール)

(5) Ew : 給湯設備の一次エネルギー消費量 (単位 1 年につきギガジャル)

給湯設備の一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。ただし、住宅の新築時に給湯設備が設置されていない場合にあっては、当該住宅の給湯設備の一次エネルギー消費量とは、別表第1に掲げる地域の区分に応じて別表第2に掲げる給湯設備の一次エネルギー消費量とする。

$$Ew = Cw \times Lw$$

Ew : 給湯設備の一次エネルギー消費量 (単位 1 年につきギガジャル)

Cw : 給湯設備の一次エネルギー消費係数

Lw : 年間給湯負荷 (単位 1 年につきギガジャル)

イ C_w: 給湯設備の一次エネルギー消費係数
給湯設備の一次エネルギー消費係数は、地図並びに設備の種類、性能、仕様及び使用状況を勘案した数値とする。

ロ L_w: 年間給湯負荷 (単位 1年につきギガジャール)

年間給湯負荷は、太陽熱温水器若しくは節湯型機器の使用又は給湯配管の仕様を勘案した数値とする。

(6) E_s: エネルギー利用効率化設備による一次エネルギー消費量の削減量 (単位 1年につきギガジャール)

太陽光発電設備その他のエネルギーの効率的利用を図ることができる設備 (コーチェネリーション (熱及び電気を併せて供給する設備をいう。以下同じ。)を除く。以下「エネルギー利用効率化設備」という。)を設置する場合においては、当該エネルギー利用効率化設備による一次エネルギー消費量の削減量は、気象条件、設備の性能、設置状況、電力会社へ販売される電力量及び家庭用電気機械器具等で使用される電力量を勘案した数値とする。

2-2 コージェネレーションを採用する場合における一次エネルギー消費量は、2-1 の規定にかかわらず、次の式により算出するものとする。

$$E_t = E_e \times C_1 + (L_w + L_{hw}) \times C_2 + C_3 - E_s$$

この式において、E_t、E_e、L_w、L_{hw}、E_s、C₁、C₂及びC₃は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_t : 一次エネルギー消費量 (単位 1年につきギガジャール)

E_e : 暖房、冷房、機械換気及び照明の用途に消費される年間消費電力量 (単位 1年につきメガワット時)

L_w : コージェネレーションが分担する年間給湯負荷 (単位 1年につきギガジャール)

L_{hw} : コージェネレーションが分担する年間温水暖房負荷 (単位 1年につきギガジャール)

E_s : エネルギー利用効率化設備による一次エネルギー消費量の削減量 (単位 1年につきギガジャール)

C₁ : コージェネレーションの機種等に応じて定められる定数 (単位 1メガワット時につきギガジャール)

C₂ : コージェネレーションの機種等に応じて定められる定数 (単位 1年につきギガジャール)

C₃ : コージェネレーションの機種等に応じて定められる定数 (単位 1年につきギガジャール)

(1) L_w: コージェネレーションが分担する年間給湯負荷 (単位 1年につきギガジャール)

年間給湯負荷は、太陽熱温水器若しくは節湯型機器の使用又は給湯配管の仕様を勘案した数値とする。

(2) L_{hw}: コージェネレーションが分担する年間温水暖房負荷 (単位 1年につきギガジャール)

コージェネレーションが分担する年間温水暖房負荷は、放熱バネル及び床バネル等の放熱器と配管からなる放熱系統ごとの単位時間当たりの処理負荷に、非暖房空間等への熱損失を加え、温水暖房負荷の暖房期間における合計とする。

(3) C₁、C₂及びC₃: コージェネレーションの機種等に応じて定められる定数

各々の定数は、コージェネレーションの機種、性能、容量及び使用状況を勘案した数値とする。

3 住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置
住宅事業建築主は、その新築する一戸建ての住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置が判断基準又は設計施工指針に適合するよう努めなければならないものとする。

附 則 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1 地域の区分	都道府県名
I a、I b	北海道
II	青森県、岩手県、秋田県
III	宮城県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、長野県
IV a、IV b	茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山县、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县、鳥取県、島根県、山口県、高知県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
V	宮崎県、鹿児島県
VI	沖縄県

1 上の区分の詳細は以下のとおりとする。

(1) 上の区分のうち、I aについては、次の市町村とする。
(2) 上の区分のうち、I bについては、次の市町村とする。
(3) 上の区分のうち、IV aについては、次の市町村とする。
茨城県 水戸市、かすみがうら市(旧笠置浦町に限る。)、つくばみらい市、つくば市、ひたちなか市、猿島郡、下妻市、猿島郡(旧岩間町を除く。),結城市、古河市、常陸太田市、高萩市、坂東市、取手市、守谷市、小美玉市(旧玉村に限る。),気仙郡(旧霞城町に限る。),土浦市(旧美和村を除く。),那珂市、日立市、鉾田市、龍ヶ崎市、阿見町、利根内町、今金町、新篠津村、当別町、積丹町、増毛町、初山別村、白老町、えりも町、厚真町、壯瞥町、栗山町、長沼町、由仁町、仁木町、赤井川村、余市町、様似町、利尻町、利尻富士町、礼文町
群馬県 前橋市、みどり市(旧東村を除く。),安中市(旧安中市に限る。),伊勢崎市、甘楽町、館林市、桐生市(旧黒保根村を除く。),高崎市(旧倉渕村を除く。),渋川市、藤岡市、赤城町、吉岡町、榛東村、大泉町、板倉町、明和町、邑楽町

千葉県	いすみ市、鴨川市、柏市、旭市、匝瑳市、南房総市、香取市（旧佐原市を除く。）、山武市、横光寺町、千葉市、市川市、船橋市、鎌ヶ谷市、木更津市、松戸市、茂原市、四街道市、習志野市、勝浦市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、湘安市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鎌南町
東京都	東京都23区、武藏野市、三鷹市、狛ヶ谷市、西東京市、府中市、調布市、町田市、小金井市、神奈川市、国分市、国立市、柏江区、多摩市、福岛市、東京都市、海老名市、鎌倉市、茅ヶ崎市、厚木市、寒川町、座間市、葉山町、三浦市、多古町、東庄町、大網白里町、九十九里町、芝山町、大多喜町、御宿町、鎌南町
神奈川県	愛川町、綾瀬市、伊勢原市、葉山町、三浦市、小田原市、箱根町、中井町、大和町、大磯町、二宮町、相模原市に限る。）、真鍋町、湯河原町、箱根町、中井町、大和町、大磯町、二宮町、藤沢町、平塚市
石川県	石川市（旧松任市、旧美川町を除く。）、白山市（旧松任市、旧美川町を除く。）、金沢市、野々市町
福井県	福井市（旧福井市、旧美山町を除く。）、敦賀市
山梨県	山梨県南部町（旧富沢町に限る。）
岐阜県	岐阜市、瑞穂市、各務原市、本巣市（旧根尾村を除く。）、揖斐川町（旧揖斐川町に限る。）、海津市、大垣市（旧上石津町を除く。）、羽島市、岐南町、笠松町、垂井町、祐ヶ原町、輪之内町、大野町、池田町、北方町
静岡県	静岡市、伊豆の国市、伊豆市、西伊豆町（旧賀茂村に限る。）、掛川市、葵川市、沼津市、袋井市、牧之原市、三島市、島田市、藤枝市、磐田市、裾野市、湖西市、東伊豆町、函南市、清水町、長泉町、芝川町、吉田町、森町、新居町
愛知県	名古屋市、愛西市、一宮市、豊橋市、半田市、豊島市、豊南市、豊川市、市、安城市、西尾市、尾張旭市、高山市、岩倉市、豊明市、日進市、東郷町、長久手町、刈谷市、多治見市、尾張旭市、高浜市、豊明市、甚目寺町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、三好町、小牧井町
三重県	いなべ市、伊勢市、龜山市（旧龜山市に限る。）、熊野市（旧紀和町に限る。）、桑名市、四日市市、志摩市、松阪市（旧飯南町、旧鏡町を除く。）、多気町、大台町、津員町、菰野町、朝日町、川越町、明和町、玉城町、度会町
滋賀県	大津市（旧大津市に限る。）
京都府	京都府市（旧京都市に限る。）、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、箕面市、門真市、寝屋町、田尻町、岬町、向日市、長岡京市、久御山町、伊根町
大阪府	大阪市、守口市、枚方市、茨木市、泉佐野市、泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、飛坂町、田尻町、岸和田市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、宝冢市、高砂市、西宮市、姫路市、伊丹市、旧家島町に限る。）、洲本市（旧三木市に限る。）、波路市、播磨町、太子町
兵庫県	和歌山市、有田市、岩出市、海南市、紀の川市、新高市（旧熊野川町に限る。）、田辺市（旧龍神村、旧本宮町を除く。）、みなべ町、印南町、上富田町、北山村
和歌山县	和歌山市、有田市、岩出市、海南市、紀の川市、新高市（旧熊野川町に限る。）、印南町、湯浅町、印南町、上富田町、北山村

鳥取県	鳥取市（旧鳥取市、旧福都村、旧氣高町、旧青谷町に限る。）、米子市、境港市、日本海に接する鳥取市、東伯郡、北栄町、大山町
島根県	松江市（旧八雲村、旧玉湯町を除く。）、出雲市（旧佐田町を除く。）、浜田市（旧浜田市に限る。）、隱岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村、美川町
広島県	岡山市（旧岡山市、旧灘崎町に限る。）、倉敷市、総社市、笠岡市、玉野市、瀬戸内市、淡路市、矢掛町、里庄町、早島町
岡山県	広島市（旧広島市に限る。）、吳市、江田島市、三原市（旧大和市、旧久井町を除く。）、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和町を除く。）、尾道市（旧御調町を除く。）、福山市（旧神辺町、旧新市町を除く。）、海田町、熊野町、坂町、府中町、大崎上島町
山口県	山口市、宇部市、下関市（旧豊田町、旧下關市を除く。）、岩國市（旧由宇町に限る。）、光市、山陽小野田市、周南市（旧鹿野町を除く。）、周防大島町、長門市、萩市（旧川上村、旧むつみ村、旧鬼村を除く。）、柳井市、防府市、下松市、和木町、上關町、田布施町、平生町、阿武町
徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、阿波市、吉野川市、美馬市（旧木屋平村を除く。）、那賀町（旧木沢村、旧木賀村を除く。）、つるぎ町（旧貞光町に限る。）、住伏町、藍住町、多度津町
香川県	香川県高松市、さぬき市、觀音寺市、丸亀市、三豐市、東かがわ市、坂出市、善通寺市
愛媛県	松山市、新居浜市（旧別子山村を除く。）、今治市、西条市、西予市（旧城川町を除く。）、大洲市（旧日邊村を除く。）、東温市、八幡浜市、四国中央市、宇和島市（旧木屋町を除く。）、大洲市（旧日邊村を除く。）、砥部町（旧砥部町に限る。）、上島町、伊方町（旧伊方町に限る。）、松前町、松野町
高知県	高知市（旧篠村、旧土佐山村に限る。）、四万十市、香美市、四万十町、中土佐町、高野町（旧高野山村に限る。）、黒潮町（旧佐賀町に限る。）、佐川町、日高村
福岡県	福岡市（博多区、中央区、南区、城南区を除く。）、北九州市、うきは市、みやま市、嘉麻市、久留米市、宗像市、朝倉市、八女市、柳川市、行橋市、豐前市、中間市、小郡市、筑前市、春日市、大野城市、筑後市、筑紫野市、原市、宇美町、古賀市、みやこ町、須恵町、新小城市、筑前町、久人山町、柏原町、若星町、太刀洗町、太田町、黒木町、立花町、廣川町、星野村、香椎町、志摩町、太刀洗町、太田町、赤村、刈田町、吉富町
佐賀県	佐賀市（嬉野市、唐津市、武雄市、嬉野市、小城市、神埼市、唐津市、武雄市、多久市、伊万里市、大村市、唐津市、みやき町、吉野ヶ里町、有田町、基山町、上峰町、玄海町、大町町、大良町、元城町、伊賀町、長良町、大良町、大村町、水谷町、鍋垣町、遠賀町、小竹町、松浦町、新桂川町、香春町、佐賀市（旧小浜町を除く。）、諫早市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、大村市
長崎県	長崎市（旧長崎市に限る。）、佐世保市、五島列島、西彼杵町、佐世保市、西彼杵町、大村市、雲仙市（旧小浜町を除く。）、松浦市、対馬市、島原市（旧有明町に限る。）、南島原市（旧加津佐町に限る。）、諫早市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、大村市、南島原市（旧加津佐町に限る。）、諫早市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、大村市
熊本県	熊本市、合志市、山鹿市、天草市（旧五和町、旧有明町に限る。）、上天草市（旧松島町に限る。）、宇城町（旧三角町を除く。）、人吉市、荒尾市、宇土市、植木市、城南町、美里町（旧さき村り）、天草市（旧東陽町、玉東町、長崎町、大津町、美里町、あさき村）、大津町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苔北町

大分県	大分市(旧野津原町を除く)、宇佐市(旧宇佐市に限る)、臼杵市、杵築市(旧山香町を除く)、国東市、佐伯市(旧上浦町、旧弥生町、旧本庄村、旧直川村に限る)、中津市、日田市(旧日田市に限る)、豊後高田市、豊後大野市(旧緒方町、旧朝地町を除く)、由布市(旧横間町に限る)、別府市、津久見市、姫島村
	備考 この表に掲げる区域は、平成21年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によつて表示されたものとする。
2 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、次のとおりの区分とする。	
(1) 次の町村にあっては、上の区分にかかわらず、I b 地域に区分されるものとする。	青森県
十和田市(旧十和田湖町に限る)、七戸町(旧七戸町に限る)、田子町	岩手県
久慈市(旧山形村に限る)、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町	北海道
函館市(旧函館市に限る)、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町(旧熊石町に限る)、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町(旧浦郷町を除く)、島牧村、寿都町	宮城県
栗原市(旧栗駒町、旧一迫町、旧鳶沢町、旧花山村に限る)	山形県
米沢市、鶴岡市(旧朝日村に限る)、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、川町、大蔵村、鮎川村、戸沢村、高畠町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、眞室町、会津若松市(旧東町に限る)、白河市(旧大信村に限る)、須賀川市(旧長沼町天栄村に限る)、喜多方市(旧塙川町を除く)、田村市(旧都路村を除く)、大玉村、猪苗代町、三島町、檜枝岐村、只見町、南会津町、平野村、小野町、川内村、飯舘村	福島県
日光市(旧今市市を除く)、那須塩原市(旧塩原町に限る)	栃木県
沼田市(旧沼田市を除く)、長野原町、嬬恋村、草津町、六合村、片品村、川場村、十日町市(旧中里村に限る)、魚沼市(旧入広瀬村に限る)、津南町	群馬県
富士吉田市、北杜市(旧小淵沢町に限る)、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町(旧河口湖町に限る)	新潟県
長野県	長野市(旧長野市、旧大岡町を除く)、松本市(旧松本市、旧四賀村を除く)、上田市(旧真田町、旧武石村に限る)、須坂市、小諸市、伊那市(旧長谷村を除く)、千曲市(旧更埴市に限る)、東御市、小袖町、川上村、南牧村、南相木村、辰野村、北相木村、佐久穂町、飯田村、立石町、長和町、當土見町、下條村、平谷村、白馬村、小谷村、木曾村、阿智村(旧良合村に限る)、波田町、山形村、朝日村、池田町、松川村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町
岐阜県	高山市、飛騨市(旧青森市に限る)、深浦町
岐阜県	高山市(旧新里村を除く)、大瀧市、一関市(旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る)、利府町(旧利府町を除く)、能代市(旧能代市に限る)、男鹿市、由利本荘市(東由利町を除く)、湯上郡、にがほ市、三種町(旧琴丘町を除く)、八峰町、大潟村
秋田県	

茨城県	土浦市(旧新治村に限る)、石岡市、常陸大宮市(旧美和村に限る)、笠間市(旧岩間町に限る)、筑西市(旧鍋崎町を除く)、かすみがうら市(旧千代田町に限る)、桜川市、小美玉市(旧玉里村を除く)、大子町
群馬県	高崎市(倉渕村に限る)、桐生市(旧黒保根村に限る)、沼田市(旧沼田市に限る)、渋川市(旧小野上村、旧赤城村に限る)、安中市(旧松井田町に限る)、みどり市(旧東吾妻町、昭和村、みなかみ町(旧水上町を除く))
埼玉県	秩父市(旧大滝村に限る)、小鹿野町(旧兩神村に限る)。
東京都	奥多摩町
富山县	富山市(旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る)、黒部市(旧宇奈月町に限る)、南砺市(旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る)、上市町、立山町
石川県	白山市(旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る)
福井県	大野市(旧和泉村に限る)。
山梨県	甲府市(旧上九一色村に限る)、都留市、山梨市(旧三富村に限る)、北杜市(旧明野村、旧小淵沢町を除く)、笛吹市(旧芦川村に限る)、鳴沢村、富士河口湖町(旧河口湖町を除く)、小菅村、丹波山村
岐阜県	中津川市(旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村を除く)、恵那市(旧串原村、上矢作町に限る)、飛驒市(旧宮川村、旧神岡町に限る)、郡上市(旧美並村を除く)、下呂市(旧金山町を除く)、乗白川村
愛知県	豊田市(旧稻武町に限る)。
兵庫県	養父市(旧関宮町に限る)、香美町(旧香住町を除く)。
奈良県	奈良市(旧都祁村に限る)、五條市(旧大塔村に限る)、生駒市、宇陀市(旧室生村に限る)、平群町、野迫川村
和歌山县	かつらぎ町(旧花園村に限る)、高野町
鳥取県	倉吉市(旧關金町に限る)、若狭町、日南町、日野町、江府町
島根県	奥出雲町、飯南町、美郷町(旧大和村に限る)、邑南町(旧石見町を除く)。
岡山县	津山市(旧阿波村に限る)、高梁市(旧曉中町に限る)、新見市、眞庭市(旧落合町、旧久世町を除く)、新庄村、鏡野町(旧鏡野町を除く)。
広島県	府中市(旧上下町に限る)、三次市(旧三次市、旧三和町を除く)、庄原市、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村に限る)、安芸高田市(旧八千代町、旧美士里町、旧高世羅町(旧世羅西町を除く)、安芸太田町(旧加計町を除く)、北広島町(旧豊平町を除く))。
徳島県	三好市(旧東祖谷山村に限る)。
高知県	いの町(旧本川村に限る)。
福島県	いわき市、広野町、猪苗町、富岡町、大熊町、双葉町
栃木県	宇都宮市、足利市、桥本市、佐野市、下野市、上三川町、西方町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、高根沢町
新潟県	新潟市、長岡市(旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る)、三条市(旧下田村を除く)、燕市、糸魚川市(旧高柳町を除く)、新潟田市、見附市、村上町(旧朝日町を除く)、燕市、糸魚川市(旧上越市、旧柿崎町、旧大瀬町に限る)、阿賀野市(旧豆ヶ瀬村に限る)、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、栗島浦村、阿智村(旧清内路村に限る)、大鹿村
長野県	椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町

(2) 窓の断熱性能及び窓の日射遮蔽性能に関する評価点は、地域の区分及び各項目に係る措置状況に応じてそれぞれ次の表に掲げる点数を合計したものとする。

地 域	項 目	措 置 状 況	点 数
一般地域	窓の面積	窓面積比率が20%未満	40
		窓面積比率が20%以上40%未満	25
		窓面積比率が40%以上	0
寒冷地域	ガラスの種類	低放射複層ガラスを採用	35
		複層ガラス（低放射複層ガラスを除く。）を採用	30
		上記に掲げるもの以外	0
寒冷地域	窓の面積	窓面積比率が20%未満	25
		窓面積比率が20%以上40%未満	20
		窓面積比率が40%以上	0
ガラスの種類	ガラスの種類	低放射複層ガラスを採用	15
		上記に掲げるもの以外	0
		窓面積比率が20%未満	50
暑熱地域	窓の面積	窓面積比率が20%以上40%未満	35
		窓面積比率が40%以上	0
		高性能熱線反射ガラスを採用	20
ガラスの種類	熱線反射ガラスを採用	10	
		上記に掲げるもの以外	0
		水平ひさし	20
水平ひさし	出寸法が1.0m以上	15	
	出寸法が0.5m以上1.0m未満	0	
	出寸法が0.5m未満	40	

1 「窓面積比率」とは、外壁に占める窓の面積の割合をいう。
2 「低放射複層ガラス」とは、低放射ガラスを使用した複層ガラスをいい、JIS R 3106（板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取扱率の試験方法）に定める垂直放射率が0.20以下の方ガラスを1枚以上使用したものとす。
3 「複層ガラス」とは、JIS R 3209（複層ガラス）に規定する複層ガラスをいう。
4 「高性能熱線反射ガラス」とは、JIS R 3221（熱線反射ガラス）に規定する熱線反射ガラスのうち、日射熱遮へい性による種類が2種又は3種のものをいう。
5 「熱線反射ガラス」とは、JIS R 3221（熱線反射ガラス）に規定する熱線反射ガラスのうち、日射熱遮へい性による種類が1種のものをいう。

→◎ 標準 →→→ 次止式の 標准規格。

表第1-1	一般地域	寒冷地域	暑熱地域
別表第1(1)項に掲げる用途	-45	-70	70
別表第1(2)項に掲げる用途	-30	-15	-65
別表第1(3)項に掲げる用途	-30	-10	-45
別表第1(4)項に掲げる用途	5	10	-10
別表第1(5)項に掲げる用途	35	10	30
別表第1(6)項に掲げる用途	-15	-45	5
別表第1(7)項に掲げる用途	-45	-90	70

→◎ 標準 →→→ 次止式の 標准規格。

表第1-2	一般地域	寒冷地域	暑熱地域
別表第1(1)項に掲げる用途	40	35	85
別表第1(2)項に掲げる用途	25	45	50
別表第1(3)項に掲げる用途	30	35	45
別表第1(4)項に掲げる用途	35	55	50
別表第1(5)項に掲げる用途	35	55	50
別表第1(6)項に掲げる用途	40	40	65
別表第1(7)項に掲げる用途	40	40	65

(平成21年1月30日) 仙田謙一郎(印)

～6～～7 「以下2」 より「以下2～2から2～5まで」 ピ「日本工業規格B8616～1999」 より「JIS B8616」 ピ「日本工業規格B8627～2000」 より「JIS B8627」 ピ「2～4において」 より「以下2～2、 2～4及び2～5において」 ピ「ほか2～4」 より「ほか2～4による」とがで、 また、 延べ面積が2,000平方メートル未満の建築物に設ける空気調和設備に関するは、 2～3及び2～4によるほか、 2～5」 は格好、 区別～～7 「2～2のただし書に掲げる」 より「延べ面積が5,000平方メートル以下の建築物に設ける」 ピ「表第2」 より「表第2～1」 ピ格好、 区別～～7 「表第2」 より「表第2～1」 ピ格好、 区別～～7 「次に掲げる式によって計算したものとする。ただし、 冷房専用機の場合にあつては、 冷房能力によってのみ評価するものとする。」 より「次の式によって計算した数値とする。」

～7 「表第2」 より「表第2～1」 ピ格好、 区別～～7 「表第2」 より「表第2～1」 ピ格好、 区別～～7 「延べ面積が2,000平方メートル未満の建築物に設ける空気調和設備のうちエネルギーの使用上主要なものに關しては、 次の(1)及び(2)に掲げる評価点の合計に、 建築物の用途及び地域の区分に応じて表第2～2に掲げるJの値を加えた数値が100以上となるようにするものとする。

(1) 外気負荷の降低に関する評価点は、 措置状況に応じてそれぞれ次の表に掲げる点数を合計したものとする。

措置状況	点数
空調対象面積の50%以上に全熱交換器を採用	J ₁

空調対象面積の50%以上に全熱交換器を採用 房を採用	J ₁ +J ₂
上記に掲げるもの以外	0

1 「バイパス制御」とは、 冷房時に外気のエンタルピーが室内の空気のエンタルピーよりも小さい場合には、 外気の取り入れ時に熱交換を行わない制御の方法をいう。	J ₁ +J ₂
2 この表において、 J ₁ 及びJ ₂ は、 建築物の用途及び地域の区分に応じて表第2～2に掲げる数値とする。	

(2) 热源機器の効率に関する評価点は、 措置状況に応じてそれぞれ次の表に掲げる点数とする。

空気調和機の種類	措置状況	点数
パッケージエアコン・デイショナ又はガスヒートポンプ冷暖房機	冷暖房平均COPが1.25以上の熱源機器を採用	60
	冷暖房平均COPが1.00以上の熱源機器を採用	20

上記に掲げるもの以外	0
------------	---

冷暖房平均COPは、 次の式によつて計算した数値とする。

この式において、 q_c、 q_u、「冷房平均COP」、「暖房平均COP」は、 それぞれ次の数値を表すものとする。

q_c 建築物の用途及び地域の区分に応じて表第2～2に掲げる数値

q_u 建築物の用途及び地域の区分に応じて表第2～2に掲げる数値

冷房平均COP 全ての熱源機器の定格冷房能力の合計値を、 全ての熱源機器の定格暖房平均COP 全ての熱源機器の定格暖房能力の合計値を、 全ての熱源機器の定格暖房消費エネルギー量の合計値で除して得た数値をいう。

定格冷房消費エネルギー量及び定格暖房消費エネルギー量は、 それぞれ次の式によつて計算した数値とする。

$$\text{定格冷房消費エネルギー量} \quad \alpha \times C_c / 3600 + C_u$$

$$\text{定格暖房消費エネルギー量} \quad \alpha \times H_u / 3600 + H_c$$

この表において、 α、 C_c、 C_u、 H_c、 H_uは、 それぞれ次の数値を表すものとする。

α 工エネルギーの使用上主要な設備の運転状況に応じて別表3「電気」の欄に掲げる數値

C_c 定格冷房消費電力 (単位 キロワット)

C_u 定格冷房用燃料消費量 (単位 キロワット)

H_c 定格暖房消費電力 (単位 キロワット)

H_u 定格暖房用燃料消費量 (単位 キロワット)

表第2～2
建築物の用途

別表第1(1)項及び(2)項に掲げる用途	地域I	J ₀	J ₁	J ₂	q _c	q _u
II・III	55	25	5	0.3	0.7	
IV	60	15	5	0.5	0.5	

別表第1(3)項から(7)項までに掲げる用途	II・III	I	60	30	5	0.2	0.8
IV	65	20	5	0.5	0.5	0.2	0.8

地域Iから地域IVまでは、 それぞれ次に掲げるものとする。

地域I 北海道 青森県、 岩手県、 秋田県、 岩手県、 山形県、 福島県、 群馬県、 栃木県、 茨城県、 新潟県、 富山県、 石川県、 福井県、 長野県、 岐阜県

地域II 千葉県、 埼玉県、 東京都、 神奈川県、 広島県、 山梨県、 静岡県、 爽知県、 滋賀県、 三重県、 奈良県、 京都府、 兵庫県、 岡山県、 山口県、 島根県、 岐阜県、 岐阜県、 佐賀県、 長崎県、 大分県、 熊本県、 沖縄県

地域IV 宮崎県、 脇島県、 沖縄県

～6～～7 「及び3～3」 より「から3～4まで」 ピ「を除く。以下3」 より「及び定格出力0.2キロワット以下の機械換気設備を除き、 定格出力の合計が5.5キロワット以上であるものに限る。以下3～2から3～4まで」 ピ格好、 区別～～7 「3～2のただし書に掲げる」 より「延べ面積が5,000平方メートル以下の建築物に設ける」 ピ「日本工業規格C4212」 より「JIS C4212」 ピ格好、

「コンパクト型の蛍光ランプ、メタルハライドランプ又は高圧ナトリウムランプを採用」	6	「コンパクト型の蛍光ランプ、メタルハライドランプ又は高圧ナトリウムランプを採用」	6
「LED型ランプを採用」		「LED型ランプを採用」	
「下面カバー付器具」	4	「下面カバー付器具」	4
「LED型ランプを採用」	5	「LED型ランプを採用」	5
「導体要素を用いた器具」	6	「導体要素を用いた器具」	6
「4 「下面カバー付器具」をいう。」	4	「4 「下面カバー付器具」をいう。」	4
「6 「導体要素を用いた器具」をいう。」	6	「6 「導体要素を用いた器具」をいう。」	6
「4 「下面に透光性カバーが付いたものをいう。」	4	「4 「下面に透光性カバーが付いたものをいう。」	4
「6 「導体要素を用いた器具」をいう。」	6	「6 「導体要素を用いた器具」をいう。」	6
「器具」とは、「下面に透光性カバーが付いたものは、電圧をえた際に発光する半導体ランプ」をいう。		「器具」とは、「下面に透光性カバーが付いたものを、電圧をえた際に発光する半導体ランプ」をいう。	

(2) 照明設備の制御方法に関する評価点は、措置状況に応じて次の表に掲げる点数とする。		
措置状況	点数	
7種類の制御方法(カード、センサー等による在室検知制御、明るさ感知による自動点滅制御、適正照度制御、タイムスケジュール制御、星光利用照明制御、ソーニング制御及び局部制御をいう。以下この表において同じ。)のうち2種類を採用	22	
7種類の制御方法のうち1種類を採用	11	
上記に掲げるもの以外	0	
(3) 照明設備の配置及び照度の設定に関する評価点は、措置状況に応じて次の表に掲げる点数とする。		
項目	措置状況	点数
照明設備の配置及び照度の設定方式を採用	事務室に供する照明区画の面積の9割以上に対してTAL	22
事務室に供する照明区画の面積の5割以上9割未満に対してTAL方式を採用	11	
上記に掲げるもの以外	0	
'TAL方式'とは、タスク・アンビエント照明方式をいう。		
(1) 照明器具の照明効率に関する評価点は、措置状況に応じてそれぞれ次の表に掲げる点数を合計したものとする。		
措置状況	点数	
蛍光ランプ(コンパクト型の蛍光ランプを除く。)高周波点灯専用型であるものを採用	12	
上記に掲げるるもの以外	0	
コンパクト型蛍光ランプ、メタルハライドランプ又は高圧ナトリウムランプを採用	6	
L.E.D型ランプを採用	6	
上記に掲げるもの以外	0	
'LED型ランプ'とは、電圧をえた際に発光する半導体素子を用いたランプをいう。		
(1) 配管設備計画に関する評価点は、措置状況に応じてそれぞれ次の表に掲げる点数(一の項目に係る措置状況が二以上に該当するときは、当該点数の最も高いもの)を合計したものとする。		
措置状況	点数	
すべての循環配管について保溫仕様1又は保溫仕様2を採用	20	
すべての循環配管について保溫仕様1、保溫仕様2又は保溫仕様3を採用	10	
一次側配管に保溫仕様1又は保溫仕様2を採用	4	
一次側配管に保溫仕様1、保溫仕様2又は保溫仕様3を採用	2	

循環配管もしくは一次側配管に設けるバルブ及びフランジに保溫仕様3を採用	2								
循環配管及び一次側配管の経路長及び管径は最小としている。	1								
「先止まり配管」または、給湯配管のうち往き管と還り管が組み合わされた複管式の配管をいう。	2								
「先止まり配管」とは、給湯配管のうち往き管だけの単管式の配管をいう。	1								
「一次側配管」とは、熱源と給湯用熱交換器を循環する熱媒のための配管をいう。	2								
「保溫仕様1」とは、管径が40ミリメートル未満の配管にあっては、保溫材の厚さが30ミリメートル以上、管径が40ミリメートル以上125ミリメートル未満の配管にあっては、保溫材の厚さが40ミリメートル以上、管径が125ミリメートル以上の配管にあっては、保溫材の厚さが50ミリメートル以上とした仕様をいう。	4								
「保溫仕様2」とは、管径が50ミリメートル未満の配管にあっては、保溫材の厚さが20ミリメートル以上、管径が50ミリメートル以上125ミリメートル未満の配管にあっては、保溫材の厚さが25ミリメートル以上、管径が125ミリメートル以上の配管にあっては、保溫材の厚さが30ミリメートル以上とした仕様をいう。	5								
「保溫仕様3」とは、管径が125ミリメートル未満の配管にあっては、保溫材の厚さが20ミリメートル以上、管径が125ミリメートル以上とした仕様をいう。	6								
「保溫仕様4」とは、管径が125ミリメートル以上の配管にあっては、保溫材の厚さが25ミリメートル以上とした仕様をいう。	7								
(2) 給湯設備の制御の方法に関する評価点は、措置状況に応じて次の表に掲げる点数とする。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>措置状況</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>循環ポンプについては、給湯負荷に応じた流量制御又は台数制御、発停運転等の制御方式を採用</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>共用部の洗面所の給水栓については、自動給水栓を採用</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>節水型の自動温度調整器付きシャワーを採用</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	措置状況	点数	循環ポンプについては、給湯負荷に応じた流量制御又は台数制御、発停運転等の制御方式を採用	2	共用部の洗面所の給水栓については、自動給水栓を採用	2	節水型の自動温度調整器付きシャワーを採用	5	
措置状況	点数								
循環ポンプについては、給湯負荷に応じた流量制御又は台数制御、発停運転等の制御方式を採用	2								
共用部の洗面所の給水栓については、自動給水栓を採用	2								
節水型の自動温度調整器付きシャワーを採用	5								
(3) 潜熱回収型給湯機又はヒートポンプ式給湯機を採用している場合の評価点は、10とする。									
(4) 太陽熱を熱源として利用する場合の評価点は、10とする。									
(5) 給水を予熱する場合の評価点は、5とする。									
(6) 「延べ戸」及び「延べ床」、「エレベーター」に関して6-1、「エレベーター（設置台数が3台以上の中のものに限る。以下6-2から6-4までにおいて同じ。）」に関して6-1」及び「玄関（勝手口及びこれに類する部分における土間床部分）の断熱構造」となっている浴室下部における土間床部分の評価点は1とする。									
(7) 延べ面積が5,000平方メートル以下の建築物に設けるエレベーターのうちエネルギーの使用上主要なものに関しては、次の表に掲げるエレベーターの制御に関する評価点の合計に、80を加えた数値が100以上となるようにするものとする。									
6-4 延べ面積が5,000平方メートル以下の建築物に設けるエレベーターのうちエネルギーの使用上主要なものに関しては、次の表に掲げるエレベーターの制御に関する評価点の合計に、80を加えた数値が100以上となるようにするものとする。									

措置状況	点数
可変電圧可変周波数制御方式（電力回生制御あり）を1台以上採用	40
可変電圧可変周波数制御方式（電力回生制御なし）を1台以上採用	20
上記に掲げるものの以外	0

420(ただし、寒地域にあっては470)	340
340(ただし、寒地域にあっては370)	420

北緯40°

基準

JG 10-1 伸長部の評価は10点とする。

O 国士校標準地盤加算付 10点とする。

日本スケールの伸長部の評価は10点とする。

日本スケールの延伸部の評価は10点とする。

JG 10-1 伸長部の評価は10点とする。

住宅の種類	断熱材の施 工法	部 位	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方 メートル・度)					
			地域の区分					
			I	II	III	IV	V	VI
床	外気に接する部分	0.27	0.32	0.37	0.37	0.37		
その他の部分	0.38	0.46	0.53	0.53	0.53			
土間床等 の外周	外気に接する部分	0.47	0.51	0.58	0.58	0.58		
その他の部分	0.67	0.73	0.83	0.83	0.83			
外断熱工法								
屋根又は天井		0.32	0.41	0.43	0.43	0.43		
壁		0.49	0.58	0.86	0.86	1.76		
床	外気に接する部分	0.38	0.46	0.54	0.54	0.54		
その他の部分								
土間床等 の外周	外気に接する部分	0.47	0.51	0.58	0.58	0.58		
その他の部分	0.67	0.73	0.83	0.83	0.83			
外断熱工法								
屋根又は天井			3.0	2.2	2.0	2.0	2.0	
壁			1.8	1.5	0.9	0.9	0.9	0.3
床	外気に接する部分							
その他の部分		2.2	1.8	1.5	1.5	1.5		
その他の住宅								
屋根又は天井		0.17	0.24	0.24	0.24	0.24		
壁		0.35	0.53	0.53	0.53	0.53		
床	外気に接する部分	0.24	0.24	0.34	0.34	0.34		
その他の部分	0.34	0.34	0.48	0.48	0.48			
土間床等 の外周	外気に接する部分	0.37	0.37	0.53	0.53	0.53		
その他の部分	0.53	0.53	0.76	0.76	0.76			

1 「熱貫流率」とは、土間床等の外周以外の部分にあっては、内外の温度差 1 度の場合において、1 平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であつて、当該部位を熱の貫流する方向に構成してある材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出した数値である。土間床等の外周にあっては、内外の温度差 1 度において 1 平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であつて、当該土間床等を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出したものをいう。

2 鉄筋コンクリート造等の住宅において、「内断熱工法」とは鉄筋コンクリート造等の構造体の内側に断熱施工する方法を、「外断熱工法」とは構造体の外側に断熱施工する方法をいう。

- (2) 断熱材の熱抵抗の基準
イ 各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上であること。ただし、鉄骨造の住宅の壁であつて外張断熱工法及び内張断熱工法以外のものにあっては、口によるものとする。

柱組築工法の住 宅	充填断熱工 法	壁	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方 メートル・度)					
			地域の区分					
			I	II	III	IV	V	VI
		屋根又は 天井	6.6	4.6	4.6	4.6	4.6	
		壁	5.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
		床	3.6	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
		その他の部分	4.2	4.2	3.1	3.1	3.1	
		土間床等 の外周部	3.5	3.5	1.7	1.7	1.7	
		その他の部分	1.2	1.2	0.5	0.5	0.5	

附

印

印

印

印

印

木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井	5.7	4.0	4.0	4.0	4.0
床	壁	2.9	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
外気に接する部分	その他の部分	3.8	3.8	2.5	2.5	2.5	
土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	1.7	1.7	
その他の部分	1.2	1.2	0.5	0.5	0.5		

1. 木造又は枠組壁工法の住宅において「充填断熱工法」とは、屋根があつては屋根組材の間、天井があつては天井面、壁であつては柱、間柱、たて柱の間及び外壁と内壁との間、床あつては床組材の間で断熱施工する方法をいう。以下同じ。

2. 木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅において、「外張断熱工法」とは、屋根及び天井にあつては屋根たる床、小屋梁及び軒桁の外側、壁にあつては柱、間柱及びたて柱の外側、外気に接する床であつては床組材の外側で断熱施工する方法をいう。

3. 木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅において、「内張断熱工法」とは、壁において柱及び間柱の内側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。

4. 一の住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の断熱材の施工法を採用していいる場合にあつては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の断熱材の施工法を採用していいる場合にあつては、そのとどまる。

5. 鉄筋コンクリート造の住宅における一の部位において内張断熱工法と外張断熱工法を併用していいる場合には、外側の断熱材の熱抵抗値を、内側の断熱材の熱抵抗値に加えた上で、上表における「内張断熱工法」とみなすことができるものとする。

6. 木造、枠組壁工法の住宅における一の部位において充填断熱工法と外張断熱工法を併用している場合には、外側部分の断熱材の熱抵抗値を、充填部分の断熱材の熱抵抗値に加えた上で、上表における「充填断熱工法」とみなすことができるものとする。

7. 土間床等の外周部の断熱材の熱抵抗の値は、基礎の外側若しくは内側のいずれか又は両方に熱材は、基礎底盤上端から基礎天端まで連続に施工し、又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。

8. III、IV、V及びVI地域において、次のいずれかに該当する場合は、ある壁の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる壁の基準値に0.5を乗じた値以上とすることができる。(下記9若しくは10を適用する住宅又は鉄筋コンクリート造等の住宅を除く。)

(1) 外壁の面積の合計に対する当該壁の面積の比率(以下「当該壁の面積の比率」という。)が11%以下であり、かつ、当該壁以外の壁の断熱材の熱抵抗の値を、上表に掲げる壁の基準値と当該壁の断熱材の熱抵抗の値との差に0.5を乗じた値に、上表に掲げる壁の基準値を加えた値以上とする場合。

(2) 当該壁の面積の比率が30%以下であり、かつ、開口部の熱貫流率をIII地域にあつては2.33以下、IV及びV地域にあつては3.49以下、VI地域にあつては4.65以下とする場合。

(3) 当該壁の面積の比率が30%以下であり、かつ、開口部の建具等を4(2)に掲げる基準に適合するものとする場合。この場合において、4(2)の表中「I及びII」とあるのは「III」と、「III」と「IV」及び「V」とあるのは「VI」とし、同表の「VI」欄は適用しないものとする。

9. IV及びV地域において開口部(玄関ドア等を除く。)の熱貫流率を2.33以下とした場合は、上表に掲げる壁の基準値を0.6以上とすることができる。(上記8若しくは下記10を適用する住宅又は鉄筋コンクリート造等の住宅を除く。)

地域	外装材の熱抵抗	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)			
		一般部の断熱層を貫通する金属部		一般部において断熱層を貫通する金属部	
I	0.56以上	無し	1.91	2.12	0.72
	0.15以上0.56未満	有り	1.91	2.43	1.08
	0.15未満	無し	1.91	3.57	1.43

10. 次のいずれかに該当する場合は、屋根又は天井の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる屋根又は天井の基準値を0.5を乗じた値以上とすることができる。(上記8若しくは9を適用する住宅又は鉄筋コンクリート造等の住宅を除く。)

(1) 断熱材の熱抵抗の値との差に0.3を乗じた値に、上表に掲げる壁の基準値を加えた値以上とする場合。

(2) 開口部の熱貫流率が、III地域にあつては2.91以下、IV及びV地域にあつては4.07以下、VI地域にあつては4.65以下である場合。

(3) (2)の表中「I及びII」とあるのは「III」と「III」とあるのは「IV及びV」と、「IV及びV」とあるのは「VI」とし、同表の「VI」欄は適用しないものとする。

メートル以上となる部分があるときは、当該部分を含む。)は、当該床の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる床の基準値に0.9を乗じた値以上とすることができる。

11. 木造の住宅の床(充填断熱工法のものに限る。)において、床板太の相互の間隔が450ミリメートル以下となる部分があるときは、当該部分を含む。)は、当該床の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる床の基準値以上とすることができる。

12. 鉄筋コンクリート造等の住宅でその壁が内張断熱工法により施工された場合であつて、かつ、次のいずれかに該当する場合は、壁の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる壁の基準値に0.9を乗じた値以上とすることができる。

(1) 開口部(玄関ドア等を除く。)の熱貫流率が、III地域にあつては2.33以下、IV及びV地域にあつては3.49以下である場合。

(2) 屋根又は天井の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる屋根又は天井の基準値に1.5を乗じた値以上とし、かつ、開口部(玄関ドア等を除く。)の熱貫流率が、III地域にあつては2.91以下、IV及びV地域にあつては4.07以下である場合。

13. 一戸建住宅にあつては、床の「外気に接する部分」のうち、住宅の床面積の合計に0.05を乗じた面積以下の部分について、上表において「その他の部分」とみなすことができる。

II 内 断 熱 工 法 III 及 び V IV 及 び VI	断熱材の施工法		地域の区分				
	I	II	III	IV	V	VI	
0.56未満	無し	0.63	1.08				
有り	0.63	2.22	0.33				
0.15以上0.56未満	無し	0.85	1.47				
有り	0.85	2.22	0.50				
0.15未満	無し	1.27	1.72				
有り	1.27	2.22	0.72				
0.56以上	無し	0.08	1.08				
有り	0.08	2.22	0.33				
0.15以上0.56未満	無し	0.31	1.47				
有り	0.31	2.22	0.50				
0.15未満	無し	0.63	1.72				
有り	0.63	2.22	0.72				

(3) 構造熱橋部の基準

鉄筋コンクリート造等の住宅の床、間仕切壁等が断熱層を貫通する部分(乾式構造による界壁、間仕切壁等の部分及び玄関床部分を除く。以下「構造熱橋部」という。)においては、次のイからホまでに定める基準により、断熱補強(熱橋に断熱材等を補うことにより断熱性能を強化すること)を行なうこと。なお、柱、梁等が断熱層を貫通する場合は、当該柱、梁等が取り付く壁又は床から突出先端部までの長さが900ミリメートル以上の場合は構造熱橋部として扱うこととし、900ミリメートル未満の場合は当該柱、梁等が取り付く壁又は床の一部として取扱うこととする。

イ 断熱補強の熱抵抗の値は、床、間仕切壁等の両面に、断熱材の施工法、地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上とすること。ただし、壁が外断熱工法により施工された場合であつて、かつ、次のイからホのいずれかに該当する場合にあつては、断熱補強を省略することができる。

(イ) 屋根又は天井及び壁の断熱材の熱抵抗の値を、3(2)に掲げる当該部位の基準値に1.3を乗じた値以上とし、かつ、開口部(玄関ドア等を除く。以下ハ、ニ及びホにおいて同じ。)の熱貫流率が、III地域にあつては2.91以下、IV及びV地域にあつては4.07以下である場合。

- (ロ) III、IV及びV地域において、屋根又は天井及び壁の断熱材の熱抵抗の値を、3(2)に掲げる当該部位の基準値に1.8を乗じた値以上とした場合。

構造熱橋部の梁、柱が室内側に突出していない場合	断熱材の施工法		地域の区分		
	III	IV	V		
構造熱橋部の梁、柱が室内側に突出している場合	断熱補強の範囲(単位1ワットにつき平方メートル・度)	断熱補強の熱抵抗の基準値(単位1ワットにつき平方メートル・度)	200	200	200
構造熱橋部の梁、柱が室内外側に突出している場合	断熱補強の範囲(単位1ワットにつき平方メートル・度)	断熱補強の熱抵抗の基準値(単位1ワットにつき平方メートル・度)	0.3 ¹⁾	0.2 ¹⁾	0.2 ¹⁾

- 1) 梁又は柱の部分の断熱補強は、連続する壁又は屋根の断熱材の熱抵抗の値と同じとする
(エ)下ハ、ニ及びホにおいて同じ。)
- (ロ) 壁の断熱材の熱抵抗の値を、3(2)に掲げる壁の基準値に1.6を乗じた値以上とし、かつ、開口部(玄関ドア等を除く。)の熱貫流率が、III地域にあつては2.91以下、IV及びV地域にあつては4.07以下である場合。
- (ハ) III、IV及びV地域において、壁の断熱材の熱抵抗の値を、3(2)に掲げる当該部位の基準値に1.5を乗じた値以上とした場合。
- (ホ) 壁の断熱材の熱抵抗の値を、3(2)に掲げる壁の基準値に1.6を乗じた値以上とし、かつ、開口部(玄関ドア等を除く。)の熱貫流率が、III地域にあつては2.91以下、IV及びV地域にあつては4.07以下である場合。

1) 梁又は柱の部分の断熱補強は、連続する壁又は屋根の断熱材の熱抵抗の値と同じとする
(エ)下ハ、ニ及びホにおいて同じ。)

ハ IV及びV地域において、壁が内断熱工法により施工された場合であって、かつ、次の式によつて算出される数値が、次の表に掲げる数値以上となる場合にあつては、3(3)イにかかわらずそぞれ該当する断熱補強を省略することができる。

$$Y = 20 + 16 \times Cr + 21 \times Cw - 12 \times Um$$

この式において、Cr、Cw、Umは、それぞれ次の数値を表すものとする（以下ニ及びホにおいて同じ）。

屋根又は天井に施工する断熱材の熱抵抗の値を、3(2)に掲げる当該部位の基準値で除した値

Cw 壁に施工する断熱材の熱抵抗の値を、3(2)に掲げる当該部位の基準値で除した値
Um 開口部の熱貫流率

Yが下記数値以上となる場合に、断熱補強が省略できる箇所			
構造熱橋部の形状	床面のみ	壁面のみ	全ての部位
構造熱橋部の梁 側に突出している場合	16.8	8.7	24.8
構造熱橋部の梁 柱が室外側に突出している場合	11.2	9.0	19.6
構造熱橋部の梁 柱が室内側に突出していない場合	15.2	14.4	29.0

二 III地域において、壁が外断熱工法により施工された場合であつて、かつ、次の式によつて算出される数値が、次の表に掲げる数値以上となる場合にあつては、3(3)イにかかわらずそぞれ該当する断熱補強を省略することができる。

$$Y = 6 + 17 \times Cr + 20 \times Cw - 12 \times Um$$

Yが下記数値以上となる場合に、断熱補強が省略できる箇所		
構造熱橋部の形状	床と壁の取合部又は 壁と屋根の取合部	全ての部位
構造熱橋部の梁 側に突出している場合	3.2	4.2
構造熱橋部の梁 柱が室外側に突出している場合	8.8	5.7
構造熱橋部の梁 柱が室内側に突出してい ない場合	5.8	17.2
		20.3

ホ IV及びV地域において、壁が外断熱工法により施工された場合であつて、かつ、次の式によつて算出される数値が、3(3)二の表に掲げる数値以上となる場合にあつては、3(3)イにかかわらずそぞれ該当する断熱補強を省略することができる。

$$Y = 20 + 17 \times Cr + 20 \times Cw - 12 \times Um$$

ホ [1]又は[2]並びに[3]及び[4] も「窓の面積（当該窓が二以上の場合は、その合計の面積。以下4において同じ。）が住宅の床面積の合計に0.02を乗じた値以下となるものを除くことができる。以下(2)のイにおいて同じ。」と規定。

マ三ロヰ「当該窓が二以上の場合は、その合計の面積」又は「延べ面積」又「住宅の床面積の合計」上記を「数値をいう。」の通り「以下同じ。」と規定。「なお、当該窓の上部に張り出し寸法1,200ミリメートル以上のひさし（共用廊下、バルコニー等を含む。）がある場合には、当該窓の夏期日射侵入率に0.7を乗じた値以下とすることができる。」と規定。

マ四ロヰ「開口部の建具」又「開口部（直達光が入射する窓以外の窓で、当該窓の面積が住宅の床面積の合計に0.04を乗じた値以下となるものを除くことができる。）の建具」上記を「他のどの窓も該当しない。

地域の区分	方位	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置
I 及びII	全方位	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射侵入率が0.66以下であるもの ロ 付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
III	真北±30度の方位	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射侵入率が0.70以下であるもの ロ 付属部材を設けるもの
IV及びV	真北±30度の方位	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射侵入率が0.55以下であるもの ロ 付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
	上記以外の方位	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射侵入率が0.49以下であるもの ロ ガラスの日射侵入率が0.66未満のものに、付属部材又はひさし、軒等を設けるもの ハ 内付けブラインド又はこれと同等以上の遮蔽性能を有する付属部材を設けるもの ニ 付属部材及びひさし、軒等を設けるもの
VI	真北±30度の方位	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射侵入率が0.66以下であるもの ロ 付属部材を設けるもの
	上記以外の方位	次のイからニまでのいずれかに該当するもの イ ガラスの日射侵入率が0.43以下であるもの ロ 遮熱複層ガラス又は遮熱低放射複層ガラスに、付属部材又はひさし、軒等を設けるもの ハ 紙障子又はこれと同等以上の日射遮蔽性能を有する付属部材を設けるもの ニ 付属部材及びひさし、軒等を設けるもの

- 1 「ガラスの日射侵入率」は、日本工業規格R3106-1998（板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射吸収率の試験方法）に定める測定方法によるものとする。
- 2 「遮熱複層ガラス」とは熱線吸収ガラス又は熱線反射ガラス等を使用して日射侵入率を低減した複層ガラスを「熱線反射ガラス」とは日本工業規格R3221-2002（熱線反射ガラス）に定める日射熱遮蔽性による区分のうち2種及び3種に該当する熱線反射ガラスをいう。
- 3 「付属部材」とは、レースカーテン、内付けフライング（窓の直近内側に設置されるベネシャンブランード又はこれと同等以上の遮蔽性能を有するものをいう）、紙障子、外付けフライング（窓の直近外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するフライング又はこれと同等以上の遮蔽性能を有するオーニング（テント生地等で構成される日除けを開閉機構を有するものをいう。）をいう。）その他日射の侵入を防止するため開口部に取り付けるものをいう。
- 4 「ひさし、軒等」とは、オーバーハング型日除けで、東南から南を経て南西までの方位に設置され、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。
- 5 IV地域及びV地域においては、イの表のⅢ地域について定める建具の種類又はその組合せに該当し、又はこれらと同等以上の性能を有するものである場合にあっては、この表のⅢ地域について定める事項によることができる。
- 4(3)改訂付則第⑩^o
の付則のセイハセウ。
- 5 施工に関する基準
- 断熱材の施工に当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。
- (1) 断熱材は、必要な部分に隙間なく施工すること。
 - (2) 外壁の内部の空間が天井裏又は床裏に対し開放されている住宅の当該外壁に充填断熱工法により断熱施工する場合にあっては、当該外壁の上下端部と床、天井又は屋根との取合部に気流止めを設けること。
 - (3) 間仕切壁と天井又は床との取合部において、間仕切壁の内部の空間が天井裏又は床裏に対し開放されている場合には、当該取合部に気流止めを設けること。なお、屋根を断熱構造とする天井裏又は基礎を断熱構造とする床裏にある当該取合部については、この限りでない。
 - (4) グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材、プラスチック系断熱材（日本工業規格A9511（発泡プラスチック保温材）に規定するもの、日本工業規格A9526（建材断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）に規定する吹付け硬質ウレタンフォームA種1又はA種2に適合するもの及びこれらと同等以上の透湿抵抗を有するものを除く。）その他これらに類する透湿低抗の小さい断熱材を使用する場合にあっては、防湿層（断熱層の室内側に設けられ、防湿性が高い材料で構成される層であつて、断熱層への漏気や水蒸気の侵入を防止するものをいう。）を設けること。
 - (5) 改訂付則第⑩^oの付則のセイハセウ。